

原小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

1, いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) 「いじめ」の定義

法令2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめに対する本校の基本認識

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① **いじめを未然防止**するため、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。(児童のコミュニケーション能力の育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作り、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会の支援、いじめ防止のための学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、教職員研修)
- ② いじめの**早期発見**のため、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。(日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築、児童の示す変化や危険信号を見逃さないアンテナ、定期的なアンケート調査や教育相談の実施など)
- ③ いじめの**早期解決**のために、組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。(「緊急児童指導委員会」を中核とした速やかな対応)
- ④ 当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、**解決にあたる**。(学校カウンセラー、SSW(スクールソーシャルワーカー)、児童相談所、警察、区役所等)
- ⑤ **学校と家庭が協力して、事後指導にあたる**。(児童の様子や学校での解決に向けた取組とその状況、見通し等についての丁寧な説明、カウンセラーや関係機関の紹介)

2, 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 学校内での組織

① 児童指導委員会

児童が安心して豊かな学校生活を送ることができるよう、児童の抱える諸問題について、よりよい方法を検討する。児童指導委員会の話し合いでは、学年の様子及び全

体に知らせておく必要のあること（事実・指導の経過等）を中心に出し合い、全体で共通理解を図り、児童の実態をつかみ組織的に学校として一貫した児童指導を行えるようにしていく。また、情報の連絡や指導の報告は、職員会議の時間などに行い、全職員が共通理解をもって児童指導の充実を図れるようにしていく。

いじめが発覚したときには、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

② いじめ防止対策委員会

本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した「緊急児童指導委員会」を直ちに設置し、そのチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を行う。

(1) 「緊急児童指導委員会」の設置について

○緊急児童指導委員会は、学校長が任命した副校長、教務主任、児童支援専任、学年主任、児童指導、特別支援教育委員会を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

(2) 緊急児童指導委員会の役割

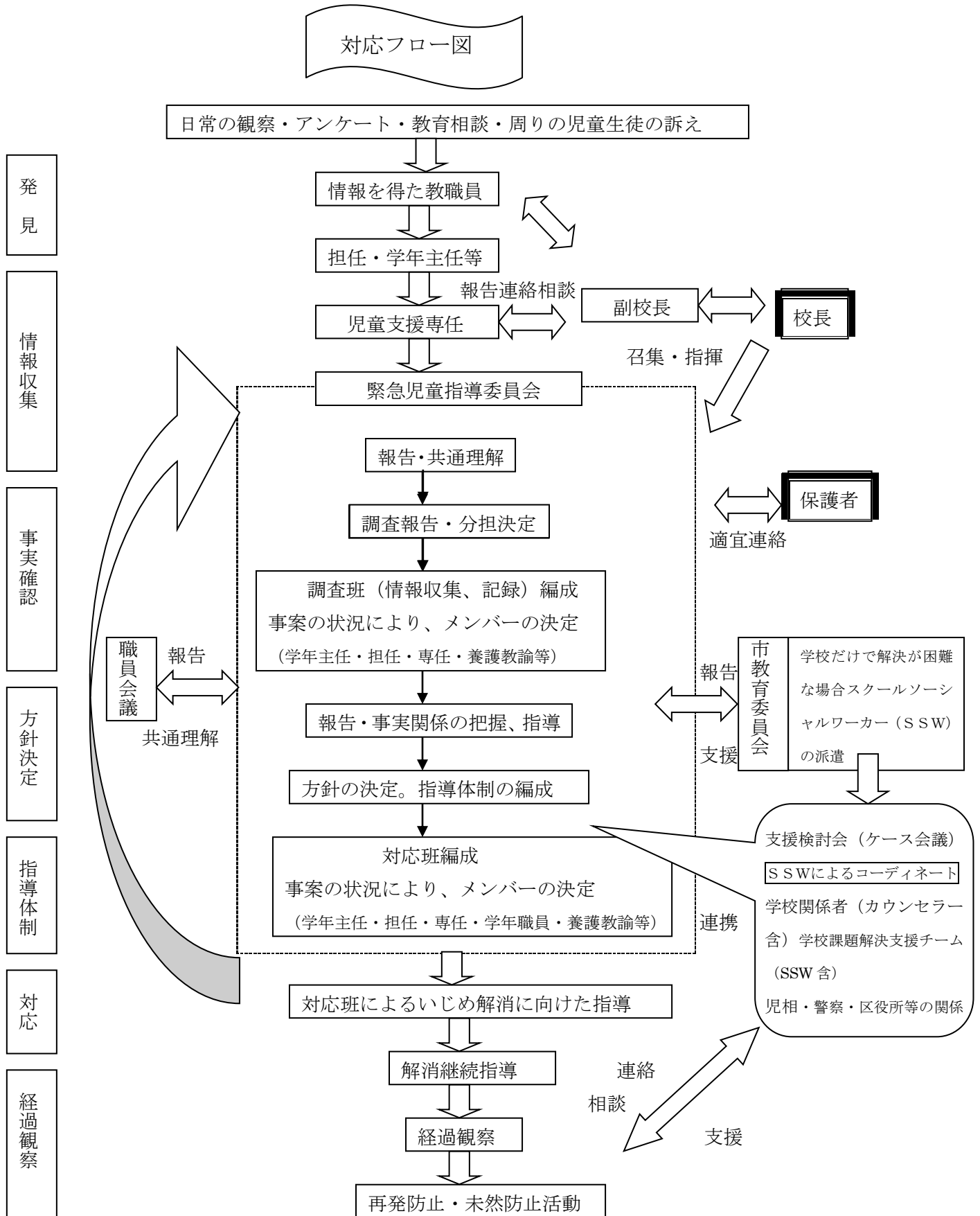
- いじめ事案に対しては、緊急児童指導委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- 重大事態が起こった場合は、緊急児童指導委員会が中核になって調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成やP D C Aサイクル（P編成D運営C評価A改善）での検証を行う。

学校（教職員）がいじめを認知したときの組織体制・対応の流れ

※ 初期対応

- 緊急児童指導委員会を直ちに編成し、事実把握と指導の方針等を検討する。
 - 緊急児童指導委員会の役割分担（情報収集、記録、保護者対応）を明確にする。
 - 二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。
- ① 被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
 - ② 被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
 - ③ 被害児童の保護者への説明および意向の確認
 - ④ 被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明および指導の依頼

対応フロー図



3, いじめ防止及び早期発見のための取り組み

(1) 未然防止～いじめが起こらない学級・学校づくり～

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域、学校の特性等を把握した上で年間を通した予防的開発的な取り組みを実施する必要がある。

原小学校が大事にしていること

「居場所づくり」・「絆づくり」・「自己有用感」

○居場所づくり

「居場所づくり」とは、文字通り学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことである。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感も必要になる。そのために、以下のような学習の基礎・基本を大切にしていく。

- ・小学校の低学年のうちから、授業に安心して臨めるように学習の基礎・基本の定着をはかっていく。(授業中は正しい姿勢を保つ、話の聞き方、話し方など)。
- ・スキルタイムの工夫
- ・「わかる授業」の工夫

○絆づくり・自己有用感

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。子ども同士が一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり、「自己有用感」である。自己有用感は、単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じる自己の有用性のことである。他者から認めてもらっていると感じた子どもはいたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるといった必要がないからである。さらには、相手のことも認めることができるようになっていく。すべての児童に対して授業や行事の中で活躍出来る場を学校が設定していくことが、いじめの未然防止につながる。原小では、具体的に以下のような取り組みを行っている。

～登校時や授業の場面では～

- ・登校時の朝のあいさつにはじまり、始業時のあいさつ、終業時のあいさつなどを促す。
- ・学習の基礎基本

例 始業開始とともに着席すること、正しい姿勢で机に向かって学習すること、教師や他の児童の話に積極的に耳を傾けること、自らも積極的に考えたり発言したりすること、・・・などを指導する。

～道徳教育や特別活動、キャリア教育の場面では～

- ・自己の言動や生活態度をより好ましいものに高めるように問いかけ、見つめる。
- ・友人関係について考えてみたり、異なる学年や異なる世代の人と積極的に交流したりする機会や場を設け、進んで活動する。ペア学年（1，6年 2，4年 3，5年）

～特別支援教育や教育相談の場面では～

- ・他人に迷惑をかけるような行為を心ならずも行ってしまう児童に向き合い、学校や社会にうまく適応が図れるよう配慮する。
- ・自分自身について悩んだり、人間関係に傷ついたりした児童を受けとめ、次の一歩を踏み出せるよう支えていく。

～日々の注意や非行防止の場面では～

- ・他の児童の学習を妨げたり、学級や学校の約束を守らなかつたりした際には厳しく注意し、「悪いことは悪い」と伝える。
- ・自他に対して危害をもたらすような行為について知らせ、問題を未然に回避するよう促す。

～自己有用感を育てるための各授業等年間計画～

学年	行事	各教科			
		国語	生活	道徳	特活
1年生	遠足、原小オリンピック	ずうっと、ずっと大好きだよ	ともだちになってね 幼・保・小の取組	みんないきているよ たのしいおてつだい	みんなともだち ペア学年との取組 たいせつなからだ
2年生	遠足、原小オリンピック	スイミー	いちねんせいがかわいい 福祉施設との交流	生きるよろこび 友だちのために	友だちのよいところ をみつけよう ペア 学年との取組
3年生	遠足 原小オリンピック 相澤牧場との交流	わたしと小鳥とすずと	毎日の生活と健康	大切な命 働く尊さ	楽しい給食、 ペア学年との取組 私の誕生
4年生	原小オリンピック 愛川体験学習 二分の一人式	三つのお願い	育ちゆく体とわたし	互いのことをよく知って 一生懸命生きる	ペア学年との取組 二分の一人式を成功させよう
5年生	原小オリンピック 三浦体験学習 卒業式	大造じいさんとガン	心の健康	家族での役割 かけがえのない命	高学年になって ペア学年との取組 友だちのよさ、自分のよさ
6年生	日光修学旅行 原小オリンピック 携帯安全教室 市体育大会 巣立ちの会 卒業式	海の命 ようこそわたしたちの町へ (自分の住んでいる町の良さについて調べよう)	病気の予防 赤ちゃんふれあい体験 薬物乱用防止教室	生きているってすばらしい 生死をともにして	ペア学年との取組 最上級生の役割を自覚しよう お世話になった学校をきれいにしよう 戦争を体験された方の話を聞こう
個別級	原小オリンピック 区合同宿泊体験学習 合同学習発表会 卒業式	どうぞのいす	大きくなったね	ほかほか、ちくちく ことば みんなのために	いのちのバトン 体にいいこと

(2) 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教師や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員一人一人が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない意識を高めていくことが大切である。

- 年2回のいじめのアンケートの実施と活用の実施
- 一人一人との面談
- 休み時間、掃除時間などの様子
- 児童が相談しやすい環境、関係づくり
- 教職員同士の情報交換、学年協力指導体制の充実

(3) いじめに対する措置、早期対応

いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。また、再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画をたて、継続的に見守っていく。

(4) まちとともに歩む懇話会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「まちとともに歩む懇話会」等や青少年の健全育成をめざす「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 児童が自殺を意図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を受けた場合
- 精神性の疾患を発症した場合

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生したときには、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

(4) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童およびその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学校及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要であれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

5, その他

必要があると思われる時はこの「原小学校いじめ防止基本方針」を見直し修正していく。